



「国外財産調書制度」とは？

第 290 回

笹山さん：みらい先生、お久しぶりです。実は今年の 10 月をもって 5 年にわたるベトナム子会社への赴任が終了します。新型コロナウイルスの影響もあり、日本本社に戻るか不安だったのですが、一定の要件を満たせば帰国が認められるようです。

みらい：随分と久しぶりですね、お元気でしたか？ 赴任されてからあっという間に 5 年もたったのですね。問題なく帰国できそうで何よりです。

笹山さん：はい、本当に良かったです。ところで今日は帰国に伴ってのご相談があって伺いました。赴任期間中にベトナムの証券会社を通じて株式を購入したのですが、この株式の配当金を受け取った場合の申告方法を教えていただけますか？

みらい：日本の証券会社の特定口座を利用している場合には申告の必要はないですが、海外の証券会社の口座を利用している場合、給与所得以外の所得の合計が 20 万円を超える場合には翌年の 3 月 15 日までに確定申告が必要です。海外で源泉徴収されているため日本での申告は不要、と誤解しやすいので注意してくださいね。ちなみに保有している株式の時価はどの位ですか？

笹山さん：日本円に換算すると 5,000 万円位になると思います。

みらい：それであれば確定申告と合わせて「国外財産調書」の提出が必要になるかもしれませんね。「国外財産調書」とは、その年の 12 月 31 日に合計 5,000 万円超の国外財産を保有している場合、令和 4 年分までは翌年の 3 月 15 日まで、令和 5 年分以後は翌年の 6 月 30 日までに所轄の税務署に提出が義務付けられている書類のことです。なお、提出が必要となる方は日本の居住者の方に限定されています。笹山さんは今までは非居住者でしたが帰国後は居住者となりますので、国外財産の価額次第により提出が必要になるかもしれませんね。

笹山さん：分かりました。ところで「国外財産調書」には何を記載すればよろしいのでしょうか？

みらい：国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載する必要があります。価額は 12 月 31 日時点における時価または時価に準ずる見積価額と定められています。また、価額が外貨で表示されている財産は外国為替の売買相場によって円換算した後の金額をもって 5,000 万円を超えているかを判定することになります。また、この調書を提出する際には国外財産の区分ごとの合計額を記載した「国外財産調書合計表」の作成・添付が必要です。

笹山さん：なるほど、年末時点の時価を基に提出の有無を判断すれば良いのですね。よくわかりました。

みらい：それは良かったです。なお、国外財産に関する所得税や相続税の申告漏れが万が一発生した場合、調書を提出していれば過少申告加算税または無申告加算税が 5 % 軽減されますが、未提出の場合には反対に 5 % 加算されます。有価証券の銘柄を記載していない等の記載の不備を理由に加算された事例もあるのでご注意ください。さらに、正当な理由がなく提出しない場合には、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる可能性もあります。

笹山さん：かなり厳しい罰則ですね。くれぐれも提出漏れがないように気を付けたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内 10 拠点)

現地法人：中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）・ベトナム（ハノイ・ホーチミン）・シンガポール・タイ（バンコク）

JapanDesk：米国（LA）・中国（大連）・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：<http://www.miraic.jp/>